

平成29年10月31日
山口県報号外第45号別冊

山口県人事行政の運営等の状況

平成29年10月

山口県

〈 目 次 〉

I 山口県人事行政の運営の状況

1	職員の任免及び職員数等の状況	1
(1)	採用・退職等の状況	1
(2)	職員数の状況	2
2	人事評価の状況	4
(1)	人事評価の状況	4
3	給与等の状況	6
(1)	総括	6
(2)	職員の平均給与月額、初任給等の状況	7
(3)	一般行政職の級別職員数等の状況	9
(4)	職員の手当の状況	10
(5)	特別職の報酬等の状況	15
(6)	公営企業職員の状況	15
4	勤務時間その他の勤務条件	22
(1)	一般職員の勤務時間	22
(2)	年次有給休暇	22
(3)	特別休暇等	22
(4)	介護休暇	22
(5)	介護時間	23
(6)	子育て支援部分休暇	23
5	職員の休業の状況	24
(1)	自己啓発等休業	24
(2)	育児休業等	24
(3)	配偶者同行休業	24

6	分限及び懲戒処分の状況	25
	(1) 分限処分者数	25
	(2) 懲戒処分者数	25
7	サービスの状況	26
	(1) 職務に専念する義務の免除	26
	(2) 営利企業等への従事許可	26
8	退職管理の状況	27
	(1) 再就職に関する規制等	27
	(2) 退職者の再就職の状況	27
9	職員の研修の状況	30
	(1) 研修の状況	30
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	32
	(1) 保健の状況	32
	(2) 福利厚生	32
	(3) 公務災害補償	33
11	特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況	34
	(1) 知事部局等	34
	(2) 教育委員会	35
	(3) 警察本部	36
II 山口県人事委員会の業務の状況		
1	職員の競争試験及び選考の状況	37
	(1) 職員の競争試験の状況	37
	(2) 選考の状況	38

2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 報告及び勧告の状況……………	39
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 措置の要求の状況……………	43
4	職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況……………	43

I 山口県人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数等の状況

(1) 採用・退職等の状況（平成28年度）

ア 採用

区分	試験					採用選考	計
	大卒程度	短卒程度	高卒程度	保健師 看護師等	警察官		
一般行政職等	112人	1人	28人	5人		23人	169人
医療職				4人		2人	6人
教育職						393人	393人
警察職					152人	24人	176人
技能労務職							
計	112人	1人	28人	9人	152人	442人	744人

(注)一般行政職等：下記以外の給料表適用者

医療職：医療職給料表適用者

教育職：教育職給料表適用者

警察職：公安職給料表適用者

技能労務職：現業職給料表適用者

(以下、退職、再任用も区分は同様の区分)

イ 退職

区分	定年退職	応募認定等退職	普通退職	その他	計
一般行政職等	151人	29人	23人	6人	209人
医療職	1人		3人		4人
教育職	351人	92人	49人	8人	500人
警察職	76人	6人	29人	2人	113人
技能労務職	2人		1人		3人
計	581人	127人	105人	16人	829人

ウ 再任用

区分	再任用(常勤勤務)		再任用(短時間勤務)	
		更新		更新
一般行政職等	85人	47人	66人	59人
医療職			1人	1人
教育職	266人	155人	55人	37人
警察職	30人	18人		
技能労務職	14人	7人	1人	1人
計	395人	227人	123人	98人

(2) 職員数の状況

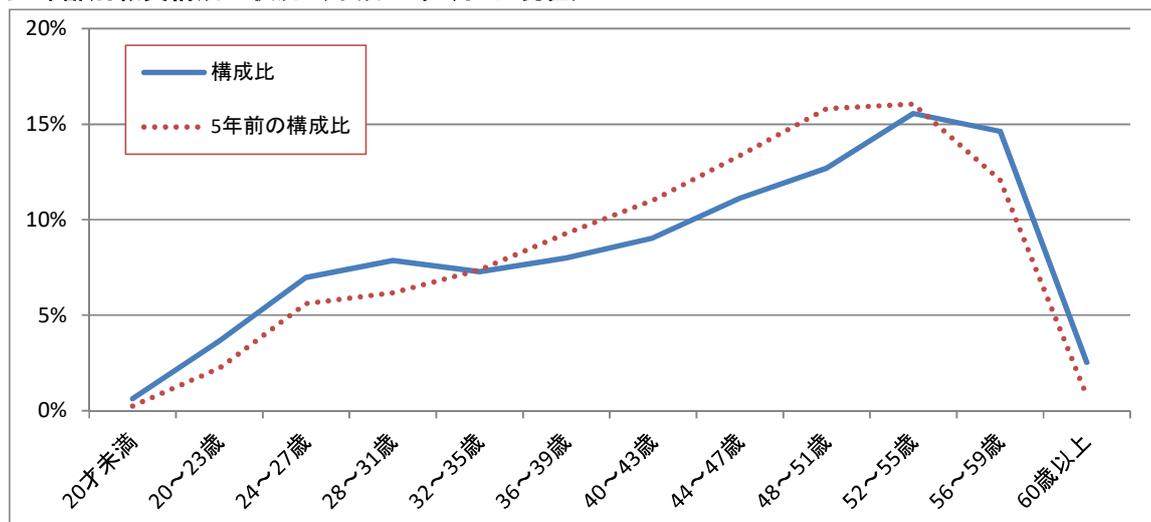
ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年度4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成28年度	平成29年度		
一般行政	議会	32人	32人	0人	
	総務企画	593人	580人	△13人	体制見直しや派遣引揚による減員
	税務	218人	216人	△2人	体制見直しによる減員
	民生	247人	246人	△1人	事務の民間委託による減員
	衛生	534人	526人	△8人	体制見直しや派遣引揚による減員
	労働	72人	71人	△1人	体制見直しによる減員
	農林水産	990人	980人	△10人	体制見直しによる減員
	商工	147人	148人	1人	インバウンド推進室の設置による増員
	土木	856人	854人	△2人	災害復旧事業の終了による減員
	小計	3,689人	3,653人	△36人	
特別行政	教育部門	11,744人	11,656人	△88人	児童生徒数の減少による減員
	警察部門	3,562人	3,559人	△3人	欠員による減員
	小計	15,306人	15,215人	△91人	
公営企業等会計	企業	118人	119人	1人	欠員補充による増員
	その他	29人	30人	1人	事業量の増加による増員
	小計	147人	149人	2人	
合計		19,142人 [21,218人]	19,017人 [21,147人]	△125人 [△71人]	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、退職者、派遣者等を含みます。

2 []内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	121人	697人	1,326人	1,494人	1,385人	1,520人	1,721人	2,114人	2,416人	2,958人	2,782人	483人	19,017人

ウ 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 部門別	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	3,798 人	3,742 人	3,710 人	3,699 人	3,689 人	3,653 人	△ 145 人 (△3.8%)
教育	12,013 人	11,929 人	11,857 人	11,794 人	11,744 人	11,656 人	△ 357 人 (△3.0%)
警察	3,476 人	3,496 人	3,537 人	3,527 人	3,562 人	3,559 人	83 人 (2.4%)
普通会計 計	19,287 人	19,167 人	19,104 人	19,020 人	18,995 人	18,868 人	△ 419 人 (△2.2%)
公営企業等会計	202 人	186 人	181 人	145 人	147 人	149 人	△ 53 人 (△26.2%)
計	19,489 人	19,353 人	19,285 人	19,165 人	19,142 人	19,017 人	△ 472 人 (△2.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 人事評価の状況

(1) 人事評価の状況

職員の意欲・士気の高揚や能力向上を図ることを目的に、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用するため、「能力評価」と「実績評価」で構成する人事評価制度を導入しています。人事評価の結果は、昇給や勤勉手当の成績率に反映する他、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用しています。

ア 知事部局等

種別	管理職員	一般職員
能力評価 〔Aa～Ccの 9段階評価〕	<p>【目的】 職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を把握し、的確な評価と指導・助言を行うことによって、中長期的な人材育成や適切な人事配置等に資すること。</p> <p>【評価の内容】 「知識・技能」や「企画・立案力」等10項目について、各職位別に定める一定の基準に照らして、能力の水準を評価する。 〔評価期間：暦年(1月～12月)、評価基準日：9月1日〕</p> <p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	
実績評価 〔S～Dの 5段階評価〕	<p>【目的】 組織の重要課題を踏まえた目標を設定し、その達成度等を評価することにより、管理職員の成果責任の明確化と効果的な組織マネジメントに資すること。</p> <p>【評価の内容】 年度当初に目標を設定し、評価期間中に挙げた実績を、その達成度により評価する。 〔評価期間：年度(4月～3月) 評価基準日：2月1日〕</p> <p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	<p>【目的】 客観的な業務実績や執務態度を評価することにより、職員の職務に対する意欲の向上や中長期的な人材育成等に資すること。</p> <p>【評価の内容】 評価期間中における業務実績等について、評価基準に照らし評価する。 半期に一度、年2回評価を実施。 〔評価期間：半年(4月～9月、10月～3月) 評価基準日：9月1日、2月1日〕</p>
	<p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	

イ 教育委員会

種別	管理職員	一般職員
能力評価 〔Aa～Ccの 9段階評価〕	<p>【目的】 職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を把握し、的確な評価と指導・助言を行うことによって、中長期的な人材育成や適切な人事配置等に資すること。</p> <p>【評価の内容】 「知識・技能」や「企画・立案力」等10項目について、各職位別に定める一定の基準に照らして、能力の水準を評価する。 〔評価期間：暦年(1月～12月)、評価基準日：9月1日〕</p> <p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	
実績評価 〔S～Dの 5段階評価〕	<p>【目的】 組織の重要課題を踏まえた目標を設定し、その達成度等を評価することにより、管理職員の成果責任の明確化と効果的な組織マネジメントに資すること。</p> <p>【評価の内容】 年度当初に目標を設定し、評価期間中に挙げた実績を、その達成度により評価する。 〔評価期間：年度(4月～3月) 評価基準日：2月1日〕</p> <p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	<p>【目的】 客観的な業務実績や執務態度を評価することにより、職員の職務に対する意欲の向上や中長期的な人材育成等に資すること。</p> <p>【評価の内容】 評価期間中における業務実績等について、評価基準に照らし評価する。 半期に一度、年2回評価を実施。 〔評価期間：半年(4月～9月、10月～3月) 評価基準日：9月1日、2月1日〕</p>
	<p>【評価者】 該当職員の上位級職員</p>	

ウ 警察本部

平成29年1月1日から新たな人事評価制度を導入し、3つの評価により職員一人一人を評価しています。

■ 3つの評価

能力評価	職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価
業績評価	職務を遂行するに当たり挙げた業績を評価
総合評価	能力評価及び業績評価の結果に基づき総合的に評価

3 給与等の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 1,391,443	千円 631,771,070	千円 4,433,089	千円 181,348,695	% 28.7	% 28.4

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
28年度	人 18,995	千円 84,518,373	千円 14,891,828	千円 32,589,825	千円 132,000,026	千円 6,949

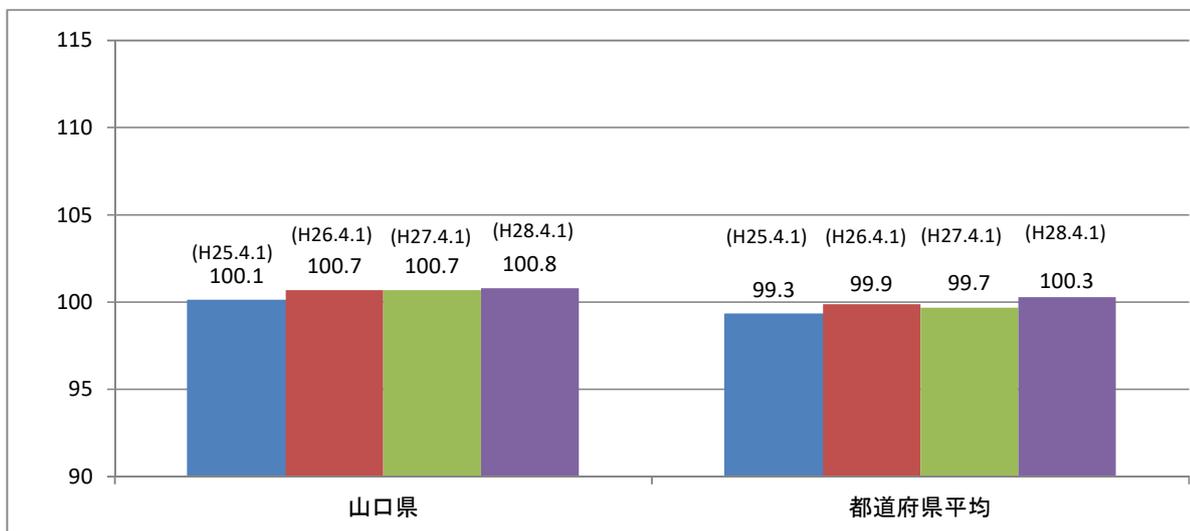
- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

ウ 給与等の減額措置の状況

(本県独自の取組)

対象者	減額の割合	期間
知事	給料月額10%	平成26年4月1日～平成30年3月31日
副知事、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員	給料月額5%	平成26年4月1日～平成30年3月31日

エ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成28年4月1日のラスパイレズ指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③本県の給与水準は、労働基本権の制約に対する代償措置としての人事委員会勧告を尊重し決定しており、地方公務員法に定める均衡の原則に基づき、地域の民間給与水準等を適切に反映させた人事委員会勧告を実施した結果、ラスパイレズ指数が100を超えている。

オ 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
28年度	371,603	370,660	943 (0.25%)	0.23	0.23	0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
28年度	4.32	4.20	0.12	4.30	4.30	4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

カ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層は据置き、高齢層は最大4%程度の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準(周南市3%)に対し、県内に在勤する職員に対して0.15%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。給与制度の総合的見直しによるものではなく、平成27年度の人事委員会勧告に基づくものであり、平成27年4月に遡及して支給。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%
山口県の支給割合	0%	0%	0.15%	0.15%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

(ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	43.5 歳	335,000 円	405,253 円	360,693 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円

(イ) 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
山口県	57.9 歳	26 人	284,000 円	309,053 円	287,969 円	—	—	—	—
うち校務技士等	61.0 歳	13 人	281,400 円	296,831 円	282,800 円	用務員	55.2 歳	199.9 千円	1.48
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	—	328,360 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
山口県	—	—	—
うち校務技士等	4,307,601円	2,732.9千円	1.58

(注) 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、民間のデータについては、正職員でない労働者が含まれるなど、雇用形態、年齢、業務内容等に違いがあります。

※「うち〇〇〇」とあるのは、本県の技能労務職のうち、主な職種を記載したものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成25年～27年の3ヶ年平均)

※用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載している。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(ウ) 高等（特別支援・専修）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	47.7 歳	395,700 円	448,543 円

(エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	45.5 歳	381,300 円	424,781 円

(オ) 警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	39.3 歳	327,300 円	438,047 円	355,567 円
国	41.2 歳	315,864 円	—	371,729 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

イ 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	山 口 県	国	
一般行政職	大学卒	188,700 円	178,200 円
	高校卒	153,900 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	—
高等学校教育職	大学卒	211,000 円	—
小・中学校教育職	大学卒	211,000 円	—
警察職	高校卒	179,100 円	168,400 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成29年4月1日現在）

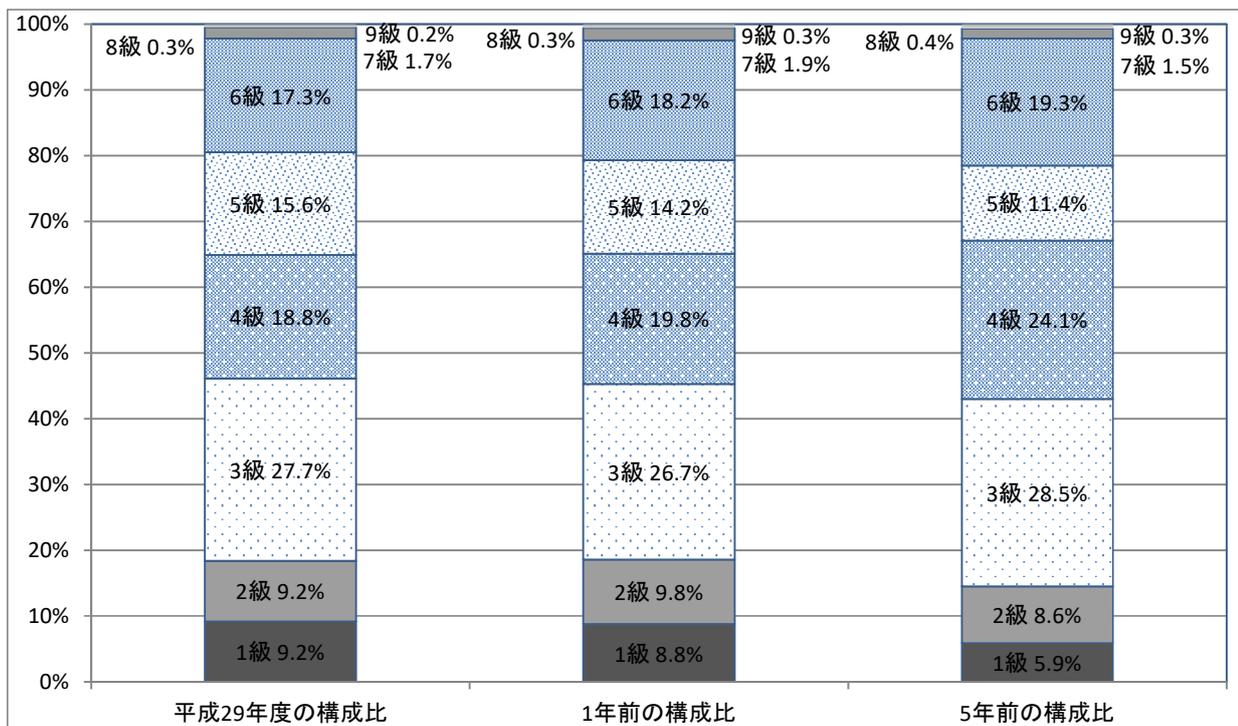
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,377 円	359,311 円	391,427 円	415,634 円
	高校卒	227,210 円	311,188 円	352,640 円	368,674 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
高等学校教育職	大学卒	316,374 円	400,522 円	425,729 円	441,356 円
小・中学校教育職	大学卒	315,457 円	395,051 円	417,514 円	431,716 円
警察職	高校卒	259,081 円	353,887 円	390,090 円	415,259 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	本庁部長	10 人	0.2 %
8 級	局長、理事	14 人	0.3 %
7 級	本庁部次長	73 人	1.7 %
6 級	本庁課長	734 人	17.3 %
5 級	相当困難主査	660 人	15.6 %
4 級	主査	796 人	18.8 %
3 級	主任	1,173 人	27.7 %
2 級	係員	389 人	9.2 %
1 級	係員	390 人	9.2 %

(注) 1 山口県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



イ 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	山口県		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○			
ロ 人事評価を実施していない				

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 口 県			国		
1人当たり平均支給額(平成28年度)			-		
1,741 千円					
(28年度支給割合)			(28年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.70 月分		2.60 月分	1.70 月分	
(1.45) 月分	(0.80) 月分		(1.45) 月分	(0.80) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%			・役職加算 5~20%		
・管理職加算 15~25%			・管理職加算 10~25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況

平成28年度中における運用	山口県		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

山 口 県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分	勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59月分	49.59 月分	最高限度額	49.59月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	4,362 千円	23,272 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(平成28年度決算)		178,562 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		9,395 円	
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	23 人	20 %
大阪市	16 %	7 人	16 %
つくば市	16 %	0 人	16 %
京都市	10 %	1 人	10 %
広島市	10 %	5 人	10 %
福岡市	10 %	0 人	10 %
福津市	10 %	10 人	10 %
仙台市	6 %	0 人	6 %
岡山市	3 %	1 人	3 %
北九州市	3 %	1 人	3 %
周南市	0.15 %	1,611 人	3 %
山口県内に在勤する職員	0.15 %	17,198 人	0 %
上記以外の市町村	0.00 %	24 人	0 %
医師	16 %	17 人	16 %
平均支給率	0.2 %	—	0.3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			100.8 (100.8)

- (注)1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。
- 2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 3 地域手当補正後ラスパイレス指数及びラスパイレス指数は平成28年4月1日現在の数値です。

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(平成28年度決算)		1,122,521 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		144,376 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		40.9 %		
手当の種類		17 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度) 決算	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	1,122,521 千円	日額 650円
福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	福祉に関する現業業務		日額 650円
精神保健福祉業務手当	(1) 保健所等に勤務する職員	(1) 精神保健福祉法に基づく調査、立会、護送、指導、看護等の業務		(1)日額 300円
	(2) 精神保健福祉センターに勤務する職員	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、指導等に関する業務		(2)日額 300円
感染症防疫等業務手当	(1) 右の業務を行った職員	(1) 狂犬病予防法に基づく野犬等の捕獲等の業務、家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務等		(1)日額 300~760円
	(2) 保健所に勤務する職員	(2) 感染症法に基づく質問・調査		(2)日額 300円
	(3) 動物愛護センターに勤務する獣医師	(3) 動物の治療、処分、飼育管理		(3)日額 850円
衛生検査手当	(1) 保健所の試験検査課勤務職員	(1) 病理細菌検査、環境衛生・食品衛生等の試験検査		(1)日額 300円
	(2) 保健所に勤務する非専任のと畜検査員、食鳥検査員	(2) と畜検査、食鳥検査		(2)日額 850円
種雄牛馬取扱手当	農林総合技術センターに勤務する職員	種雄牛馬の自然交配、精液の採取等のための種雄牛馬を御する作業		日額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度)決算	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	土木建築部に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合に県の管理する河川の堤防等において行う業務		巡回監視 日額 480円 応急作業 日額 730円
道路上作業手当	道路整備課、土木事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持又は修繕の作業		日額 300円
特殊現場作業手当	(1) 総務部消防保安課に勤務する職員	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づいて行う完成検査、立入検査等の業務		(1)日額 300円
	(2) 保健所等に勤務する職員	(2) 廃棄物の投棄されている場所において行う原状回復作業及び廃棄物の性状調査		(2)日額 300円
	(3) 健康福祉部業務課に勤務する職員	(3) 司法警察員の業務及びけん銃訓練		(3)日額 1,500円
	(4) 農林総合技術センターに勤務する職員	(4) 傾斜地等において行う特殊自動車の運轉作業		(4)1時間 100～120円
	(5) 水産事務所等に勤務する職員	(5) 漁業取締船に乗船して行う漁業取締作業		(5)日額 300円 (常時乗り組む職員500円)
	(6) 防災危機管理課に勤務する職員	(6) 回転翼航機に搭乗して行う作業		(6) 搭乗1時間 1,900円 降下日額 870円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉の業務		日額 650円
高所等作業手当	右の業務を行った職員	高所、深所、トンネル坑内等での調査、保守等の作業		1時間 120円 (トンネル坑内 130円)
教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の1級、2級の者	(1) 非常災害時等の緊急の防災等の業務		(1)日額 7,500～8,000円
		(2) 修学旅行等引率指導業務		(2)日額 4,250円
		(3) 対外運動競技等への引率指導業務		(3)日額 4,250円
		(4) 部活動指導業務		(4)日額 3,000円
		(5) 入学試験監督業務		(5)日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校に勤務する教育職員	2又は3の学年の児童等で編制されている学級を担当し、当該学級で行う授業、指導		日額 290円
兼務手当	教育職員	教育に関する他の職を兼ね、当該職に係る授業に従事した時		授業1時間につき1,300円の範囲内
添削指導手当	通信教育を担当する職員以外の教育職員	通信教育の添削指導		学習報告書 1通 160円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する主任等	教務等についての連絡調整、指導助言		日額 200円
警察作業手当	警察本部、警察署に勤務する職員	犯罪の予防・捜査・被疑者の逮捕作業、交通取締作業、爆発物処理等特に危険な作業等		日額 250～4,600円等

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	3,036,449 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	382 千円
支給実績(平成27年度決算)	3,012,767 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	379 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(本庁部課長、出先機関の長等)に対して支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～130,000円	異	手当額 46,300～139,300円	1,198,853 千円	688,600 円
扶養手当	(1) 配偶者:13,000円 (2) 満22歳年度末までの子:7,100円 (3) その他の扶養親族:6,500円 (4) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人:11,000円	異		2,234,178 千円	252,849 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額:27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		1,552,284 千円	304,848 円
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額 【自動車等使用】 通勤距離に応じ2,000～50,000円	異	【交通機関利用】 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額55,000円 【自動車等使用】 使用距離に応じ 2,000～31,600円	2,759,602 千円	170,620 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		281,318 千円	406,529 円
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		621,111 千円	438,328 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,200～7,200円	同		579,494 千円	293,861 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		24,715 千円	117,133 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)
初任給調整手当	医師、歯科医師又は獣医師たる職員で採用困難なものに対して支給 < 医師又は歯科医師 > 採用後35年以内の期間、免許取得からの経過年数に応じた額 (最高支給額: 月額413,800円) < 獣医師 > 採用後1年間は月額30,000円。以降、毎年3,000円ずつ逓減	同	< 獣医師 > 制度なし	1,142,548 千円 (初任給調整手当、特勤手当、夜間勤務手当、農林漁業普及指導手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当の合計)	
特勤手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4～16%	同			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同			
農林漁業普及指導手当	普及事務を行う普及指導員に対し支給 → 給料月額の6%				
へき地手当	山間地、離島その他生活不便地に所在する小中学校等に勤務する学校職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4～20%				
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員に対し支給 → 級号給に応じて2,000～8,000円				
産業教育手当	実習を伴う農業等に関する科目を主として担任する教育職員に対し支給 → 給料月額の5%				
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する教育職員に対し支給 → 給料月額の10% (管理職手当受給者は8%)				

(5) 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	1,161,000	円	(1,290,000 円)
	副 知 事	969,000	円	(1,020,000 円)
報 酬	議 長	980,000	円	(980,000 円)
	副 議 長	880,000	円	(880,000 円)
	議 員	840,000	円	(840,000 円)
期 末 手 当	知 事	(平成28年度支給割合) 3.25 月分		
	副 知 事	(平成28年度支給割合) 3.25 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.50	(1期の手当額) 30,960,000 円	(支給時期) 任期毎
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.40	19,584,000 円	任期毎
備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況（決算）

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
28年度	5,373,450	1,045,591	680,238	12.7	11.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	74	301,921	96,445	123,148	521,514	7,047

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
山 口 県	43.5 歳	366,116 円	586,421 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（工業用水道事業）			山口県		
1人当たり平均支給額(平成28年度)			1人当たり平均支給額(平成28年度)		
1,639 千円			1,741 千円		
(28年度支給割合)			(28年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.70 月分		2.60 月分	1.70 月分	
(1.45) 月分	(0.80) 月分		(1.45) 月分	(0.80) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15～25%			・管理職加算 15～25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成29年4月1日現在）

山口県（工業用水道事業）			山口県		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分	勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59月分	49.59 月分	最高限度額	49.59月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 - 23,253 千円			1人当たり平均支給額 4,362 千円 23,272 千円		

(注) 山口県（工業用水道事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(平成28年度決算)		481 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		6,502 円	
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
山口県内に在勤する職員	0.15 %	74 人	0.15 %

d 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(平成28年度決算)		1,150 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		20,916 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		74.3 %	
手当の種類		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度)決算
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	798 千円
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務	
			左記職員に対する支給単価
			日額 480～730円 (日没から日出間は50%加算)
			1時間 120～130円
			日額 650円
			日額 300～760円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	31,956 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	507 千円
支給実績(平成27年度決算)	29,298 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	488 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

f その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	異	<手当額> 33,000～130,000円	8,244 千円	749,455 円
扶養手当	(1) 配偶者:13,000円 (2) 満22歳年度末までの子:7,100円 (3) その他の扶養親族:6,500円 (4) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人:11,000円	同		10,894 千円	259,390 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		5,111 千円	283,922 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額 【自動車等使用】 通勤距離に応じ2,000～50,000円	同		19,468 千円	286,299 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することになった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		—	—
特勤勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,200～7,200円	同		19,134 千円	637,800 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		9 千円	8,500 円

イ 電気事業

(ア) 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
28年度	1,337,489	377,454	466,783	34.9	33.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	45	191,492	61,250	77,886	330,628	7,347

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山口県	45.8 歳	365,634 円	593,554 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（電気事業）			山口県		
1人当たり平均支給額(平成28年度)			1人当たり平均支給額(平成28年度)		
1,721 千円			1,741 千円		
(28年度支給割合)			(28年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.70 月分		2.60 月分	1.70 月分	
(1.45) 月分	(0.80) 月分		(1.45) 月分	(0.80) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15～25%			・管理職加算 15～25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成29年4月1日現在）

山口県（電気事業）			山口県		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分	勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59月分	49.59 月分	最高限度額	49.59月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	-	24,506 千円	1人当たり平均支給額	4,362 千円	23,272 千円

(注) 山口県（電気事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(平成28年度決算)		306 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		6,797 円	
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
山口県内に在勤する職員	0.15 %	45 人	0.15 %

d 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(平成28年度決算)		798 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		28,515 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		62.2 %	
手当の種類		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度)決算
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	798 千円
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務	
			左記職員に対する支給単価
			日額 480～730円 (日没から日出間は50%加算)
			1時間 120～130円
			日額 650円
			日額 300～760円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	17,393 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	470 千円
支給実績(平成27年度決算)	20,409 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	552 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

f その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	異	<手当額> 33,000～130,000円	6,192 千円	774,000 円
扶養手当	(1) 配偶者:13,000円 (2) 満22歳年度末までの子:7,100円 (3) その他の扶養親族:6,500円 (4) 職員に配偶者が不在場合扶養親族のうち1人:11,000円	同		6,404 千円	237,189 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		3,001 千円	300,050 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額 【自動車等使用】 通勤距離に応じ2,000～50,000円	同		14,712 千円	377,221 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		—	—
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,200～7,200円	同		12,816 千円	640,800 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		18 千円	18,000 円

4 勤務時間その他の勤務条件

(1) 一般職員の勤務時間

平成29年4月1日現在における一般職員の勤務時間及び休憩は次のとおりです。

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は20日を上限として翌年に繰り越すことができます。平成28年の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

平成28年 平均使用日数	12.3日
--------------	-------

(注) 小中学校職員を除く。

(3) 特別休暇等

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇等を付与しています。

	区 分	付与日数
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使 証人等としての裁判所等への出頭 骨髄移植のための骨髄液提供	必要と認められる期間
	ボランティア活動	年5日以内
	職員の結婚	7日以内
	職員の分べん	産前8週間から産後8週間
	育児(生後1年6月に達しない子)	1日2回、各45分以内
	職員の妻の出産	3日以内
	男性職員の育児参加	5日以内
	子(中学校就学前)の看護	5日以内(対象となる子が2人以上いる場合は10日以内)
	(短期)介護休暇	5日以内(対象となる親族が2人以上いる場合は10日以内)
	忌引	10日以内
	父母、配偶者、子の祭日	1日
	災害による住居の滅失又は損壊	7日以内
	災害による交通遮断等	必要と認められる期間
	生理日	月3日以内
	妊産婦の健康診断	必要と認められる期間
	妊婦の通勤緩和	1日1時間以内
	妊娠障害	14日以内
	病気休暇	療養のため勤務することがやむを得ないと認められる必要最低限の期間

(4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(指定期間)で取得することが可能です。

平成28年度の介護休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	4人
女性職員	11人
計	15人

(5) 介護時間

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日を通じ、2時間の範囲内で取得することが可能です。

平成28年度の介護時間の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

(6) 子育て支援部分休暇

職員が小学校(第1学年から第3学年までに限る。)に就学している子を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合は、1日を通じ、2時間の範囲内で取得することが可能です。

平成28年度の子育て支援部分休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	1人
女性職員	9人
計	10人

5 職員の休業の状況

(1) 自己啓発等休業

公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときに、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることが認められる制度です。

平成28年度の自己啓発等休業の取得状況は次のとおりです。

	取得者数	うち大学等課程の履修	うち国際貢献活動
男性職員	2人	2人	
	1人	1人	
女性職員	1人	1人	
計	2人	2人	
	2人	2人	

(注) 上段は、平成28年度に新たに自己啓発等休業を取得した者、下段は自己啓発等休業の期間が平成27年度から平成28年度にかけて引き続けている者の数です。

(2) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等をすることが認められる制度です。

平成28年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	12人	5人
女性職員	217人	64人
	322人	11人
計	229人	69人
	322人	11人

(注) 上段は、平成28年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が平成27年度から平成28年度にかけて引き続けている者の数です。

(3) 配偶者同行休業

公務の運営に支障がないと認められる場合に、職員が外国で勤務等をする配偶者に同行するため、休業をすることが認められる制度です。

平成28年度の配偶者同行休業の取得状況は次のとおりです。

	取得者数
男性職員	
女性職員	2人
	1人
計	2人
	1人

(注) 上段は、平成28年度に新たに配偶者同行休業を取得した者、下段は配偶者同行休業の期間が平成27年度から平成28年度にかけて引き続けている者の数です。

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。

平成28年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合			1人			1人
心身の故障の場合				280人		280人
職に必要な適格性を欠く場合						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						
刑事事件に関し起訴された場合				2人		2人
条例で定める事由による場合						
合計			1人	282人		283人

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

平成28年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合		1人			2人	3人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合			1人			1人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合			1人		1人	2人
合計		1人	2人		3人	6人

7 サービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第35条に基づき、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則により、次の場合においては、当該義務が免除されます。

職務に専念する義務の免除が認められる場合
ア 研修を受ける場合
イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
ウ その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合
エ 人事委員会が定める場合
(ア) 在勤庁の事務又は事業運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合
(イ) 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭する場合
(ウ) 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する審査請求をする場合
(エ) 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合
(オ) 教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務を行う場合
(カ) 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくはその他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
(キ) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演講義等をする場合
(ク) 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合
(ケ) 新採用及び転勤のために旅行する場合
(コ) 職務上必要な試験を受験する場合
(サ) 人事委員会が特に認めた場合

(2) 営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への従事が制限されていますが、人事委員会規則に定める許可基準を満たし、かつ任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等に従事することができます。

許可の基準
次のいずれにも該当する場合
ア 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの
イ 当該職員の職との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがないもの
ウ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの
エ その他法の精神に反しないと認められるもの

8 退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法第38条の2及び職員の退職管理に関する条例等により、再就職に関する規制等を実施しています。

(1) 再就職に関する規制等

1) 元職員による働きかけの規制

元職員による、離職前の職務に関する現職職員への働きかけを禁止しています。なお、退職時の職位に応じた規制の内容は、次のとおりです。

根拠規定	主体	働きかけの禁止となる対象	期間
地方公務員法	全ての再就職者	離職前5年間の職務	2年間
		在職中に自らが最終決済権者として決定した契約・処分	定めなし
	長の直近下位の内部組織の長(部局長等)の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に同職に就いていたときの職務	2年間
県条例	国の部課長級相当職(部局長等を除く所属長以上)の職に就いていた再就職者	同上	2年間

2) 再就職情報の届出

職員は、離職後2年間、営利企業等の地位に就こうとする場合、もしくは就いた場合には、任命権者に一定の事項を届け出るものとしています。

(2) 退職者の再就職の状況(平成29年度)

平成28年度に退職した課長級以上(管理職手当受給者)の職員の営利企業等への再就職の状況は、以下のとおりです。

ア 知事部局等

(平成29年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
1	植田和則	管財課長	H29.3.31	(一社)山口県危険物安全協会連合会	専務理事兼事務局長	H29.4.1
2	川崎一成	消防防災航空センター所長	H29.3.31	(地独)山口県立病院機構 ころの医療センター	事務部主査	H29.4.1
3	山根敦史	消防学校長	H29.3.31	(一財)山口県消防設備協会	事務局次長	H29.4.1
4	松永敏昭	総合企画部参事	H29.3.31	給与厚生課職員総合相談室	室長(非常勤嘱託)	H29.4.1
5	藤井武	周南県民局長	H29.3.31	(一社)山口県観光連盟	参事兼観光コンシェルジュ	H29.4.1
6	金子大	山口県民局長	H29.3.31	(一財)山口県建設技術センター	事務局長	H29.4.1
7	郡宜則	下関県民局長	H29.3.31	総合病院山口赤十字病院	事務副部長兼病棟建設課長	H29.4.1
8	青木啓三	萩県民局長	H29.3.31	山口宇部空港ビルサービス(株)	常務取締役管理部長	H29.4.1
9	竹内一雄	統計分析課長	H29.3.31	(公財)山口きらめき財団 秋吉台国際芸術村	副村長	H29.4.1
10	縄田秀穂	情報企画課長	H29.3.31	(一社)山口県火災保安協会	専務理事	H29.5.1
11	秋貞憲治	環境生活部長	H29.3.31	(社福)山口県社会福祉事業団	理事長	H29.6.14
12	塩谷信夫	環境生活部次長	H29.3.31	(公財)山口きらめき財団	事務局長	H29.4.1
13	永富明彦	廃棄物・リサイクル対策課長	H29.3.31	(一財)山口県環境保全事業団 新南陽管理事務所	所長	H29.4.1
14	中野壽美生	動物愛護センター所長	H29.3.31	(一社)山口県産業廃棄物協会	専務理事	H29.5.1
15	藤井勉	健康福祉部長	H29.3.31	日本赤十字社山口県支部	事務局長	H29.4.1
16	道祖正義	中央児童相談所所長	H29.3.31	(公財)山口県ひとづくり財団	社会福祉研修部長	H29.4.1
17	北本信夫	中央児童相談所次長	H29.3.31	(公財)山口県ひとづくり財団	自治研修部教務第二課長	H29.4.1
18	渡邊洋子	山口健康福祉センター保健環境部調整監	H29.3.31	(公社)山口県看護協会	事業局長	H29.4.1
19	山根清司	萩健康福祉センター保健福祉企画室長	H29.3.31	山口宇部空港事務所	非常勤嘱託員	H29.4.1

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
20	阿野 徹 生	商工労働部長	H29.3.31	(公財)やまぐち産業振興財団	副理事長	H29.6.16
21	末 永 睦	商工労働部理事	H29.3.31	岩国空港ビル(株)	代表取締役社長	H29.4.1
22	藤村 恭 久	商工労働部企業立地統括監	H29.3.31	(社福)紫雲会 特別養護老人ホームむつみ園	施設長	H29.4.1
23	松岡 光 信	東部高等産業技術学校長	H29.3.31	山口県職業能力開発協会	専務理事兼事務局長	H29.6.1
24	平川 雅 昭	計量検定所長	H29.3.31	山口県流通センター(株)	専務取締役	H29.4.1
25	吉 山 千 史	旅券センター所長	H29.3.31	給与厚生課職員総合相談室	フルタイムアドバイザー(非常勤嘱託)	H29.4.1
26	藤 崎 三紀夫	萩美術館・浦上記念館副館長	H29.3.31	(社福)山口県社会福祉事業団 オアシスはぎ園	総務課長	H29.4.1
27	中 島 均	農林水産部理事	H29.3.31	(公社)山口県栽培漁業公社	理事長	H29.6.28
28	作 間 誠 司	農林総合技術センター所長	H29.3.31	(公社)山口県畜産振興協会	総務部長	H29.4.1
29	山 本 俊 之	農林水産部次長	H29.3.31	(公財)山口県ひとづくり財団	事務局長兼管理部長	H29.4.1
30	吉 武 和 子	農林水産部審議監	H29.3.31	農林水産政策課農山漁村女性企業支援センター	非常勤嘱託員	H29.4.1
31	蔵 重 裕 夫	農林水産部審議監	H29.3.31	宇部興産コンサルタント(株)	技術部長	H29.4.1
32	西 山 隆 明	萩農林事務所長	H29.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	担い手・新事業支援部アドバイザー	H29.4.1
33	大 嶋 弘 行	下関水産振興局長	H29.3.31	(公社)山口県歯科医師会	参事	H29.4.1
34	澤 井 利 幸	農林総合技術センター畜産技術部長	H29.3.31	(公社)山口県畜産振興協会	業務部長	H29.4.1
35	藤 下 雅 文	山口農林事務所次長	H29.3.31	山口県民局	中小企業労働相談員(非常勤嘱託)	H29.4.1
36	岩 本 敏 弘	山口農林事務所森林部長	H29.3.31	山口県樹苗生産農業協同組合	参事	H29.6.1
37	相 山 豊	山口農林事務所農村整備部長	H29.3.31	(株)チェリーコンサルタント 山口営業所	顧問	H29.4.1
38	福 嶋 正 治	美祿農林事務所次長	H29.3.31	(社福)下関大平学園	業務執行理事兼施設長	H29.4.1
39	富 田 行 正	美祿農林事務所農村整備部長	H29.3.31	大和コンサル(株)	山口支店長(技術顧問)	H29.4.1
40	濱 村 実 幸	下関農林事務所企画振興室長	H29.3.31	(有)泉土木コンサルタント	技術部長	H29.4.1
41	中 川 健 治	長門農林事務所企画振興室長	H29.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	シニアスタッフ	H29.4.1
42	井 上 善 夫	萩農林事務所森林部長	H29.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	森林部長	H29.4.1
43	濱 田 文 夫	萩水産事務所長	H29.3.31	海洋土木(株)	山口営業所長	H29.4.1
44	杉 山 滋	柳井土木建築事務所長	H29.3.31	(株)エイト日本技術開発 山口支店	理事	H29.4.1
45	藤 本 拓 男	防府土木建築事務所長	H29.3.31	大日本コンサルタント(株)	技術部長	H29.4.1
46	岡 崎 光 央	萩土木建築事務所長	H29.3.31	宇部興産コンサルタント(株)	技術部長	H29.4.1
47	平 田 満 雄	岩国土木建築事務所次長	H29.3.31	(社福)県会 特別養護老人ホームかみなえ	施設長	H29.4.1
48	吉 松 三 男	周南港湾管理事務所長	H29.3.31	(株)セトウチ	山口営業所長代理	H29.4.1
49	田 熊 利 正	宇部港湾管理事務所長	H29.3.31	(株)リクチコンサルタント	技術参事	H29.4.1
50	田 中 博	技術管理課検査監	H29.3.31	(株)ウエスコ 山口支店	参与	H29.4.1
51	永 田 秀 明	山口きらら博記念公園管理事務所長	H29.3.31	建設業労働災害防止協会山口県支部	事務局次長	H29.4.1
52	小 田 定 良	菅野ダム管理事務所長	H29.3.31	(一財)山口県建設技術センター	技術部長兼工事管理部長	H29.4.1
53	山 縣 郁 夫	木屋川ダム管理事務所長	H29.3.31	(一財)山口県建設技術センター	工事管理監	H29.4.1
54	佐 藤 裕 志	港湾課長	H29.3.31	(株)巽設計コンサルタント	技術管理部長	H29.4.1
55	友 永 克 之	山口宇部空港事務所長	H29.3.31	山口宇部空港ビル(株)	総務部長	H29.4.1
56	児 玉 尚	建築指導課長	H29.3.31	(一社)山口県建築士会	専務理事兼事務局長	H29.4.1
57	住 田 和 明	住宅課長	H29.3.31	(一社)山口県建築協会	専務理事兼事務局長	H29.4.1
58	福 井 康 人	住宅課企画監	H29.3.31	(一社)山口県建築士事務所協会	専務理事兼事務局長	H29.4.1
59	西 生 公 一	会計管理局長	H29.3.31	山口県市町総合事務局	事務局長	H29.4.1
60	石 光 公 宏	物品管理課長	H29.3.31	(一財)自治体衛星通信機構山口管制局	庶務課長	H29.4.1
61	相 島 満 久	労働委員会事務局長	H29.3.31	(公財)山口県私学教育振興財団	常務理事	H29.7.1
62	市 原 充 之	企業局長	H29.3.31	(一財)山口県建設技術センター	理事長	H29.4.1
63	村 田 雅 弘	監査委員事務局長	H29.3.31	(社福)恩賜財団済生会支部山口県済生会	支部長	H29.4.1
64	小 林 伸 道	監査委員事務局監査監	H29.3.31	山口県児童福祉連絡会議	事務局次長	H29.4.1
65	守 田 正 史	人事委員会事務局長	H29.3.31	(一財)山口県施設管理財団	理事長	H29.5.30

イ 教育委員会

(平成29年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
66	原田 尚	教育庁教育次長	H29.3.31	公益財団法人 山口県ひとづくり財団	理事長	H29.6.26
67	廣川 晋	教育庁教育次長	H29.3.31	学校法人 檀蔭学園 聖光高等学校	校長	H29.4.1
68	吉岡 尚志	山口図書館長	H29.3.31	社会福祉法人 山口県共同募金会	常務理事兼事務局長	H29.4.1
69	木村 幾太郎	義務教育課企画監	H29.3.31	社会福祉法人 博愛会特別養護老人ホーム 宇部あかり園	事務長	H29.4.1
70	西村 悟	田布施農工高等学校長	H29.3.31	学校法人 本田学園 山口調理製菓専門学校	校長	H29.4.1
71	上田 晃久	下松工業高等学校長	H29.3.31	学校法人 下関学園 下関国際高等学校	講師	H29.4.1
72	倉田 伸治	徳山高等学校長	H29.3.31	北九州予備校 山口校	校長	H29.4.1
73	清水 利宏	西京高等学校長	H29.3.31	学校法人 野田学園 野田学園中学・高等学校	副校長	H29.4.1
74	岩本 龍治	宇部高等学校長	H29.3.31	山口県立萩美術館・浦上記念館	館長	H29.4.1
75	内田 伸	宇部中央高等学校長	H29.3.31	放送大学 山口学習センター	総務主幹	H29.4.1
76	森重 祐二	豊浦高等学校長	H29.3.31	国立大学法人 山口大学 教職センター	客員教授	H29.4.1
77	首藤 裕司	下関西高等学校長	H29.3.31	公益財団法人 山口県ひとづくり財団 県民学習部	参事	H29.4.1
78	上田 設也	下関工科高等学校長	H29.3.31	学校法人 下関学園 下関国際高等学校	講師	H29.4.1
79	西村 佳子	萩高等学校長	H29.3.31	公立大学法人 山口県立大学	非常勤講師	H29.4.1
80	飯田 規寛	山口総合支援学校長	H29.3.31	学校法人 早鞆学園 早鞆高等学校	校長	H29.4.1
81	上田 重郎	下関総合支援学校長	H29.3.31	公益財団法人 山口県ひとづくり財団 山口県埋蔵文化財センター	所長	H29.4.1
82	広中 祥三	岩国工業高等学校事務長	H29.3.31	社会福祉法人 山口県社会福祉事業団	たちばな園総務課長	H29.4.1
83	池田 雅一	山口中央高等学校事務長	H29.3.31	山口県国民健康保険団体連合会	介護サービス苦情相談員	H29.4.1
84	石丸 勇三	宇部高等学校事務長	H29.3.31	地方独立行政法人 山口県立病院機構 県立総合医療センター	総務課主査	H29.4.1
85	伊藤 弘行	下関南総合支援学校事務長	H29.3.31	社会福祉法人 恩賜財団済生会 支部 山口県済生会 貴船福祉ケアセンター	副所長兼貴船園副園長	H29.4.1

ウ 警察本部

(平成29年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
86	中村 美佐夫	警察県民課長	H29.3.31	(株)岩崎宏健堂	防犯部長	H29.4.1
87	田中 裕康	警察安全相談総括官	H29.3.31	山口ケーブルビジョン(株)	渉外担当部長	H29.4.1
88	杉野 正則	監察官	H29.3.31	山口県指定自動車学校協会	事務局長	H29.4.1
89	佐古 康彦	生活環境課長	H29.3.31	イオンリテール(株)	保安担当	H29.4.1
90	宮崎 歳和	地域部長	H29.3.31	(株)西京銀行	保安対策本部長	H29.4.1
91	塩谷 正男	参事官兼地域運用課長	H29.3.31	(株)ガイア	渉外課長	H29.4.1
92	菅野 伸治	捜査第二課長	H29.3.31	山口県遊技業協同組合	事務局長	H29.4.1
93	川合 晃	参事官兼運転免許課長	H29.3.31	早鞆自動車学校	管理者	H29.4.1
94	柳井 俊幸	運転管理課長	H29.3.31	アイルモータースクール 下関	管理者	H29.4.1
95	濱田 幸雄	参事官兼公安課長	H29.3.31	ウインズ小郡	主幹	H29.4.1
96	河野 紀之	警察学校長	H29.3.31	(株)山口フィナンシャルグループ	保安対策室長	H29.4.1
97	石田 昭文	光警察署長	H29.3.31	柳井自動車学校	管理者	H29.4.1
98	田邊 秀雄	山口警察署長	H29.3.31	(株)たいよう共済 山口支店	副支店長	H29.4.1
99	脇岡 弘毅	山陽小野田警察署長	H29.3.31	周南自動車学校	管理者	H29.4.1
100	内田 和徳	小串警察署長	H29.3.31	山口大学 医学部	安全管理監	H29.4.1
101	三吉 陽介	美祢警察署長	H29.3.31	山口そごう自動車学校	管理者	H29.4.1
102	松本 秀利	萩警察署長	H29.3.31	山口県民共済生活協同組合	下関支所所長	H29.4.1
103	坂田 敏治郎	萩警察署副署長	H29.3.31	長門自動車学校	管理者	H29.4.1

9 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、積極的に各種研修に取り組んでいます。

ア 一般行政職員

地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、「元気で存在感のある県づくり」を積極的に進めていくために、職員一人ひとりの意識改革と職員の自主的・主体的な能力開発を推進する必要があることから、「山口県人材育成基本方針」を踏まえ、積極的に職員の研修を行っています。

平成28年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	回数	人数
一般研修 新規採用職員、主事級、主任級、主査級、グループライダー、所属長等	16回	813人
パワーアップ研修 予算編成実務、危機管理実務、クレーム対応、政策法務、コーチング、民法等	31回	639人
サポート研修 OJTマネジメント研修、地域接遇、女性職員キャリアデザイン講座等	15回	152人
派遣研修 中央省庁、他の地方公共団体、自治大学校、民間企業等		34人
合 計		1,638人

(注)その他、部局の業務の遂行に必要な知識技能を修得させるための部局研修を実施しました。

イ 教職員

今後とも急激な変化が続くことが予想されるこれからの社会において必要となる子どもたちの生涯にわたって学び続ける力の育成に向け、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力の向上を図る必要があることから、教職員一人ひとりの適性・能力やキャリアステージのそれぞれの段階に応じた計画的・継続的な研修を実施しています。

平成28年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	日数	人数
基本研修 初任者・新採・新任、経験者、管理職、特別支援教育	85日	7,069人
希望研修 経験者、管理職、教科、教育相談、情報教育、特別支援教育、専門職務、社会教育等	65日	1,874人
支援研修 サテライト、スキルアップ	309日	7,833人
派遣研修等 大学院、日本人学校、民間企業等		457人
合 計		17,233人

(注)派遣研修は実人数、その他は延べ実数です。

ウ 警察本部

警察職員が、警察法にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、人格を磨き、学術を修め、実力を養い、もって公正明朗且つ能率的に職務を遂行し得るよう教養することを目的に研修を実施しています。平成28年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	期数	人数
採用時教養 初任科、初任補修科、一般職員初任科	7期	283人
昇任時教養 巡査部長任用科、警部補任用科	2期	17人
専科等教養 部門別任用科、専科、定期教養	43期	662人
合 計	52期	962人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 保健の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、山口県職員健康管理規程(昭和50年山口県訓令第2号)等の規定に基づき、労働安全衛生体制のもと、快適な作業環境の整備、職員の安全と健康の確保など労働安全衛生管理に努めています。

(注)小中学校教職員を除く。

ア 労働安全衛生管理

平成28年度の安全衛生委員会等の設置状況は、次のとおりです。

区分	安全衛生委員会	衛生委員会
知事部局等	6所属	12所属
教育委員会	—	53所属
警察本部	—	20所属

イ 健康管理

平成28年度の検診受診状況は、次のとおりです。

区分	知事部局等	教育委員会	警察本部	備考
定期健康診断(法定)	対象者	3,675人	4,914人	胸部エックス線撮影、血液検査ほか
	受診者	3,653人	4,150人	
がん検診(任意)	胃がん	1,820人	2,839人	1,971人
	大腸がん	869人	2,558人	2,085人
	子宮がん	239人	383人	234人
	乳がん	140人	364人	124人

ウ 作業環境管理

平成28年度の作業環境測定結果は、次のとおりです。

所属数	作業場数	結果	検査内容
26	47	すべて適切である	特定化学物質、有機溶剤、粉じん

(注)知事部局のみ

(2) 福利厚生の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等の規定に基づき地方職員共済組合等が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

(注)教育委員会については、県立学校・事務局の他、小中学校・県立大学等を含む。

ア 元気回復事業

区分	事業名	実施機関	概要
知事部局等	職員球技大会 本庁各課対抗ハレーボール その他元気回復事業等	県・共済	ソフトボール、ハレーボールなど6種目 本庁各課による対抗戦 部局又は各地域単位で実施
教育委員会	—	—	—
警察本部	—	—	—

イ 地方職員共済組合等に対する負担金・補助金

区分	項目	金額	概要
知事部局等	共済組合への負担金	5,507,954千円	短期・長期負担金等
	共済組合への補助金	483千円	健康保持・疾病予防事業への補助等
	地方公務員災害補償基金に対する負担金	191,825千円	公務災害補償に対する負担金
教育委員会	共済組合への負担金	17,772,632千円	短期・長期負担金等
警察本部	共済組合への負担金	4,575,448千円	短期・長期負担金等

(3) 公務災害補償

地方公務員法、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、公務災害(公務執行に起因して発生した負傷、疾病、障害、死亡等)、通勤災害に対して地方公務員災害補償基金が給付等を行っています。

平成28年度認定件数は、次のとおりです。

区分	公務災害	通勤災害	計
知事部局等	31件	1件	32件
教育委員会	108件	3件	111件
警察本部	70件	2件	72件

(注)小中学校教職員を含みます。

1 1 特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況

(1) 知事部局等

ア 取組状況

(ア) 山口県庁子ども参観デーの実施

本庁知事部局を対象に実施しました。

実施日時	参加者数	
	子ども	保護者
H28.8.23	95人	58人

(イ) 各種制度の周知

各種の子育て支援制度をまとめたハンドブックをイントラネットに掲載し周知を図り、育児休業経験者の体験談をまとめて職員に情報提供を行いました。

(ウ) 時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』など、各種取組の徹底を図りました。

イ 数値目標に対する実績

(ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H31年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
13%	11.84%	9名/76名	100.0%	31名/31名

※ 対象者数は28年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

(イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」を積極的に取得するとともに、2日間の年次有給休暇を合わせて、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発等に努めた。

目標値(H31年度末)	取得率
80%	89.3%

(ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(H31年度末)	取得率
75% (15日)	72% (14.4日)

(2) 教育委員会

ア 取組状況

(ア) 各種制度の周知

各種の子育て支援制度をまとめたリーフレットを発行し、子どもとふれあう機会の充実を図るなどの意識啓発に努めました。

(イ) 時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』の取組の徹底を図りました。

イ 数値目標に対する実績

(ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H31年度末)	取得率	取得者数/対象者数	≪参考≫ 女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
13%	1.9%	1名/ 52名	100%	30名/ 30名

※ 対象者数は28年度中に新たに育児休業取得可能となった職員(小・中学校を除く。)

(イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」や「男性職員の育児参加休暇(5日)」を積極的に取得するとともに、年次有給休暇を合わせて取得し、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発等に努めました。

目標値(H31年度末)	取得率
80%	19.2%

※ 小・中学校を除く

(ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(H31年度末)	取得率
75% (15日)	55.5% (11.1日)

※ 小・中学校を除く

(3) 警察本部

ア 取組状況

(ア) 育児休業を取得する職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業を取得する職員が円滑に職場復帰できるよう、直近の上司等適任者を指定し、育児休業前及び職場復帰前の個別面談や職場復帰研修を実施したほか、育児休業中に上司や身近な同僚等との電話連絡等を行い、必要な情報の提供や要望の確認、助言・指導を実施し、職場復帰に向けた支援を図りました。

(イ) 男性職員の育児参加の促進

新婚の男性職員に対してダイレクトメールを送信するなど、出産補助休暇や育児参加休暇等の両立支援制度に関する周知を図り、その活用を促進しました。

(ウ) 休暇の取得促進

休暇取得奨励期間を設定して、職員の年次有給休暇の取得を促進したほか、誕生日、結婚記念日、子供の入学（卒業）式等に取得できる「記念日休暇」等のY P休暇の取得を促進しました。

イ 数値目標に対する実績

(ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H31年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
10%	1.1%	2名/175名	100%	21名/21名

※ 対象者数は28年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

(イ) 子ども出生時の男性職員の出産補助休暇の取得率

子どもの出生時における父親の特別休暇(出産補助休暇や育児参加休暇)について周知するとともに、男性職員に対し、「配偶者の出産補助休暇(3日)」の積極的取得を奨励しました。

目標値(H31年度末)	取得率
80%	62.9%

(ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(H31年度末)	取得率
60% (12日)	57.5% (11.5日)

Ⅱ 山口県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況（平成28年度）

試験区分	試験職種等	申込者	第一次試験		第二次試験		競争倍率 (A/B)	
			有効受験者数A	合格者	有効受験者数	最終合格者B		
大学卒業程度	行 政	424	349	112	100	43	8.1	
	警察行政	50	42	15	13	5	8.4	
	社会福祉（一般）	13	11	8	8	3	3.7	
	社会福祉（心理）	12	11	5	5	2	5.5	
	土 木	35	24	20	13	9	2.7	
	建 築	10	6	4	4	3	2.0	
	農 業	20	19	18	16	7	2.7	
	農業土木	4	4	4	3	3	1.3	
	林 業	15	8	7	7	5	1.6	
	水 産	16	12	8	7	3	4.0	
	化 学	20	10	4	4	1	10.0	
	衛生薬学	5	5	3	3	3	1.7	
	衛生監視	18	16	8	7	4	4.0	
	計	642	517	216	190	91	5.7	
社会人経験者等	行 政	140	100	12	12	3	33.3	
	土 木	9	7	4	4	2	3.5	
	計	149	107	16	16	5	21.4	
短大卒業程度	司 書	21	19	4	4	1	19.0	
	栄養士	13	12	5	5	2	6.0	
	小・中学校栄養士	35	32	5	5	2	16.0	
	計	69	63	14	14	5	12.6	
高校卒業程度	事 務	104	82	18	17	14	5.9	
	警察事務	53	49	14	10	3	16.3	
	土 木	7	6	6	5	5	1.2	
	小・中学校事務	190	158	72	69	36	4.4	
	計	354	295	110	101	58	5.1	
医 療 系	保 健 師	13	12	12	11	5	2.4	
	計	13	12	12	11	5	2.4	
警 察 官	男性 (A) 第1回	302	253	193	85	47	5.4	
	男性(A) 第2回	一般	123	77	61	48	15	5.1
		武道指導	2	2	1	1	1	2.0
	男性 (B)	238	190	143	125	51	3.7	
	女性 (A) 第1回	110	91	63	20	12	7.6	
	女性 (A) 第2回	41	19	17	12	5	3.8	
	女性 (B)	81	64	32	30	13	4.9	
	計	897	696	510	321	144	4.8	
合 計	2,124	1,690	878	653	308	5.5		

(2) 選考の状況(平成28年度)

ア 採用選考

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9				0
	8	2			2
	7				0
	6	4	9		13
	5				0
	4	6	1		7
	3	28			28
	2	8			8
1	11	1	1	13	
公安職	9				0
	8				0
	7			5	5
	6			5	5
	5			3	3
	4			5	5
	3			4	4
	2			5	5
1			1	1	
海事職	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
1				0	
研究職	5				0
	4				0
	3	1			1
	2				0
1	1			1	
医療職(一)	4				0
	3	2			2
	2				0
	1	2			2
医療職(二)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
1				0	
医療職(三)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
1				0	
教育職(一)	4				0
	3				0
	2	3			3
	1				0
教育職(二)	4		1		1
	3				0
	2		6		6
	1				0
計		68	18	29	115

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、平成28年10月19日、議会及び知事に対し、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。平成28年人事委員会報告・勧告の概要は、次のとおりです。

第1 給与についての報告及び勧告

1 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給（本年4月時点）

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B)
371,603円	370,660円	943円(0.25%)

(2) 特別給（ボーナス）

- ・ 民間の特別給の支給割合（昨年8月から本年7月まで） 4.32月分
（職員の現行の年間支給割合は4.20月分）

〔参考〕 本年の人事院勧告の内容

- 月例給、特別給ともに3年連続の引上げ
 - ・ 月例給は民間給与との較差（0.17%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、「給与制度の総合的見直し」における本府省業務調整手当の手当額の引上げの一部を4月に遡及して実施
 - ・ 特別給は勤勉手当を0.10月分引上げ
- 扶養手当制度について、配偶者に係る手当額を減額し、子に係る手当額を引き上げる等の見直しを実施

2 給与改定の内容

公民較差、民間の特別給の支給割合及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について判断

(1) 給料表

- ・ 本年4月時点で、職員給与が民間給与を943円（0.25%）下回っており、給料表について、所要の改定を行うことが必要（実施時期：平成28年4月1日）
- ・ おおむね半数の職員が「給与制度の総合的見直し」における給料表水準の引下げに伴う経過措置額を受けており、給料表を引き上げても較差がなお残る状況

(2) 期末・勤勉手当

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るため、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分（年間0.10月分）引上げ

○ 期末・勤勉手当の支給割合

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.225 月分 (1.025)	0.80→0.85 月分 (1.00→1.05)	2.025→2.075 月分 (2.025→2.075)
12 月 期	1.375 (1.175)	0.80→0.85 (1.00→1.05)	2.175→2.225 (2.175→2.225)
年 間 計	2.60 (2.20)	1.60→1.70 (2.00→2.10)	4.20→4.30 (4.20→4.30)

備考 ()内は特別管理職員

(3) 扶養手当（子に係る手当の増額）

- ・ おおむね半数の職員が「給与制度の総合的見直し」における給料表水準の引下げに伴う経過措置額を受けているため、給料表の改定効果がこれらの職員には及びにくい状況
- ・ 扶養手当の増額改定は、こうした職員にもその効果が及ぶこと、人事院が、本年、子に係る手当額を引き上げるよう勧告していること等を考慮し、扶養親族である子に係る支給月額（配偶者がいない場合の1人に係る支給月額を除く）を1人につき600円引き上げることが必要

(4) 初任給調整手当

- ・ 医師等に対する手当額を国に準じて引上げ

3 その他

(1) 扶養手当（制度の見直し）

- ・ 人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いや他の都道府県の扶養手当の見直し状況等を見極めながら、扶養手当の見直しについて、検討を行うことが必要

(2) 通勤手当

- ・ 職員の通勤に係る状況の変化や他の都道府県の支給状況等を勘案し、検討を行うことが必要

(3) 再任用職員の給与

- ・ 国の動向等を注視しながら、再任用職員の給与について、引き続き検討を行うことが必要

(4) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

- ・ 昇給、勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるよう、また、介護休暇及び育児休業等についても同様の取扱いとなるよう、国と同様に所要の措置を講ずることが必要

第2 勤務環境の整備についての報告

1 総実勤務時間の短縮

- ・ あらゆる職場において、引き続き、時間外勤務の要因の把握に努め、業務負担の

平準化等、実効性のある時間外勤務の縮減に一層取り組むことが必要

- ・ 特に管理職員においては、職員の業務処理の「マネジメント」が最も重要な職務の一つであり、管理職員研修等を通じて、マネジメント力の向上を図ることが必要
- ・ 業務の繁閑を踏まえた計画的・連続的な年次有給休暇の取得を促進するとともに、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めることが必要

2 心身両面の健康管理対策

- ・ 病気の早期発見、早期治療などにつなげるとともに、病気の予防を図るため、要精密検査者への早期受診の徹底や特定保健指導対象者の生活習慣の改善などの取組を更に進めていくことが必要
- ・ 組織的に総合的なメンタルヘルス対策に取り組むとともに、管理職員を中心に、良好な職場環境づくりに努めることが重要
- ・ 新たに義務付けられたストレスチェックを着実に実施することにより、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、ストレスチェックの結果を踏まえ、勤務環境の改善に取り組むことが重要
- ・ 心身を害する要因となり得るセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のない職場づくりに向けた取組を進めることが必要

3 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 職員に対し、支援制度の活用促進に向けた取組を進め、両立支援を更に推進していくことが必要
- ・ 特定事業主行動計画の目標の達成に向け、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに努めるなど、具体的な取組を着実に進めていくことが重要
- ・ 介護休暇の分割、介護時間の新設及び育児休業等に係る子の範囲の拡大については、関係法律の改正や国及び他の都道府県の動向等に留意しながら、所要の措置を講ずることが必要
- ・ 育児や介護など職業生活と家庭生活の両立支援の充実に向けて、フレックスタイム制などの柔軟で多様な勤務形態の導入について、引き続き、国や他の都道府県の動向を注視しつつ、行政サービスへの影響や業務執行体制の確保に留意しながら検討することが必要

第3 人事行政の運営についての報告

1 雇用と年金の接続のための取組

- ・ 国においては、引き続き、再任用制度により対応することとされており、本県においても、再任用制度におけるフルタイム勤務の活用に向けた環境整備を進めるため、中・長期的な視点に立って、計画的な人事管理を行うことが重要

2 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保・育成

- ・ 採用試験の応募者数が減少傾向にある中、人材の確保に向けて、各種広報活動

を積極的に行うとともに、有効かつ適切な試験制度の見直しなどの取組が必要

- ・ キャリア形成の促進に向けた計画的な人材育成のため、多様な研修や人事評価の活用により、長期的な人材育成の視点に立った人事管理等が必要

(2) 女性の採用・登用等

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等を踏まえ、本県においても、採用・登用及び人材育成に係る取組について、女性受験者の増加を図るとともに、女性職員が政策・方針決定過程へ参画する機会を拡大するなど、より一層の取組が必要

3 人事評価制度

- ・ 職員の能力・実績に基づいた人事管理は、組織の活性化や公務能率の向上を図るためにも重要であり、公正で納得性の高い人事評価制度の定着に向け、これまでの人事評価やその試行の結果を十分に検証し、更に取組を進めることが必要

4 公務員倫理

- ・ 職員一人ひとりが県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要

[参考]

1 改定額・率（行政職）

平成28年4月1日現在

職員数	平均年齢	平均給与月額		改定額	改定率
		改定前	改定後		
4,760 人	43.3 歳	365,757 円	366,649 円	892 円	0.24 %

(注) 1 平均給与月額は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の総額を職員数で除したものである。

2 改定率は、平成28年4月1日現在の平均給与月額（改定前）に対する割合である。

2 給与改定の状況（行政職）

	月例給 改定額	特別給 増減月	年間給与の 増減額	備 考
平成19年	601円	0.05月	29千円	
平成20年	689円	改定なし	12千円	
平成21年	改定なし	△0.35月	△133千円	別に給与減額措置あり
平成22年	638円	△0.20月	△64千円	〃
平成23年	改定なし	改定なし	—	〃
平成24年	改定なし	改定なし	—	〃
平成25年	899円	改定なし	14千円	〃
平成26年	1,734円	0.15月	83千円	
平成27年	1,123円	0.10月	56千円	
平成28年	892円	0.10月	52千円	

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、公務員には労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限されていることの代償の一つとして認められたものであり、人事委員会は、職員から勤務条件に関し、適正な行政上の措置を求める要求があった場合に、必要な審査を行った上で判定を行い、事案の解決に当たるものです。

平成28年度においては、新規事案、継続事案ともにありません。

4 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況

不利益処分に関する審査請求は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済制度です。

平成28年度においては、新規事案、継続事案ともにありません。